

# 公示

## (企画競争)

次のとおり一般競争入札（企画競争）に付しますので、独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づいて公告します。

2019年2月15日

独立行政法人国際協力機構  
沖縄センター  
契約担当役 所長

## 1. 調達内容

- (1) 件名：JICA沖縄 開発教育支援プログラム（教員向け）に係る業務委託契約  
（2019年度～2020年度）（企画競争）
- (2) 仕様・数量：  
概要：教員向け国際理解教育研修の実施、教師海外研修（2019年度）の実施
- (3) 契約期間（予定）：2019年4月1日から2021年3月まで
- (4) 納入場所： プロポーザル方式選定説明書による。

## 2. 競争参加資格

この企画競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。

具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

- (1) 公示日において平成28・29・30年度全省庁統一資格（既に平成31, 32, 33年度当該資格を有する場合は、当該文書の提出をもって対応可能）の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされていること。  
ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構から資格審査（以下、「簡易審査」といいます。）を受けることができます。（プロポーザル選定方法説明書6.(1)の②を参照ください。）
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争に参加する資格がありません。
- (3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
  - ①プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
  - ②資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
  - ③資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該相手方との契約手続きを進めます。
  - ④契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプ

ロポーザルは無効とします。

- (4) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (5) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

- ① 応募者の役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- ② 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ③ 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。
- ④ 応募者又は応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- ⑤ 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- ⑥ 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- ⑦ 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ⑧ その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

3. プロポーザル及び見積書提出の期限

※詳細方法等については、プロポーザル方式選定書にてご確認ください。

(1) 競争参加資格の提出・確認

提出期間：2019年2月15日（金）から2019年2月22日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時00分から午後0時45分を除く）

(2) プロポーザル及び見積書提出

提出期限：2019年3月22日（金）正午

以 上